

信託業法の一部を改正する法律案要綱

公益信託に関する法律により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第3条の規定による信託業の免許又は同法第67条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外することとする。

一 公益信託の引受け等に関する信託業法の規制の適用の整理

公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第3条の規定による信託業の免許又は同法第67条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外することとする。

(信託業法第90条の2関係)

二 施行期日

この法律は、公益信託に関する法律の施行の日から施行することとする。

(附則関係)